

第2章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

(2) グリーントランスフォーメーション (GX)、デジタルトランスフォーメーション (DX) 等の加速

(グリーントランスフォーメーション (GX))

2030年度の温室効果ガス46%削減(2013年度比)、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、我が国が持つ技術的な強みを最大限活用しながらGX投資を大胆に加速させ、エネルギー安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげる¹。このため、少なくとも今後10年間で、官民協調で150兆円超の脱炭素分野での新たな関連投資を実現する。

徹底した省エネルギーの推進に向け、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる中小企業向けの省エネ補助金や、省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含むZEH・ZEB²等の取組を推進するとともに、産業の非化石エネルギー転換に集中的に取り組む。産業部門のエネルギー使用量の4割を占める主要5業種(鉄鋼業・化学工業・セメント製造業・製紙業・自動車製造業)に対して国が2030年度の非化石目標の目安を提示することなどを通じ、製造業の燃料・原料転換を加速する。

再生可能エネルギーについては、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら、S+3E³を大前提に、主力電源として最優先の原則で最大限導入拡大に取り組む。このため、地域間を結ぶ系統については、今後10年間程度で過去10年(約120万kW)と比べて8倍以上の規模(1000万kW以上)で整備を加速し、2030年度を目指して北海道からの海底直流送電を整備する⁴。分散型エネルギーシステムなど真の地産地消にも取り組むよう促す。また、再エネ導入に向けたイノベーションを加速し、技術自給率の向上に向け、次世代太陽電池(ペロブスカイト)や浮体式洋上風力等の社会実装⁵、次世代蓄電池やスマートエネルギーマネジメントシステムの技術開発、再エネ分野におけるサプライチェーン構築や地域に根差した人材育成を進める。

原子力の活用については、安全性の確保を大前提に、原子力規制委員会による審査に合格し、かつ、地元の理解を得た原子炉の再稼働を進める。また、原子力の安全性向上を目指し、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組む。そして、地域の理解確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えの具体化を進めていく。あわせて、安全性向上等の取組に向けた必要な事業環境整備を進めるとともに、研究開発や人材育成、サプライチェーンの維持・強化に対する支援を拡充する。原子力規制委員会による厳格な審査を前提に、現行制度と同様に、「運転期間は40年、延長を認める期間は20年」との制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認める。また、核燃料サイクルの推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知見

¹ エネルギー安定供給の確保に向けた各々の方策については、「第6次エネルギー基本計画」(令和3年10月22日閣議決定)を踏まえて実施する。

² Net Zero Energy House及びNet Zero Energy Buildingの略称。

³ 安全性(Safety)、安定供給(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)の略称。

⁴ そのほか、治水と水力発電の機能を併せ持つハイブリッドダムを取組等を推進する。

⁵ 洋上風力発電の導入を排他的経済水域(EEZ)に拡大するための法整備を含む。

の共有や資金確保等の仕組みの整備や最終処分の実現に向けた国主導での国民理解の促進や自治体等への主体的な働き掛けの抜本強化を行う。

改定「水素基本戦略」⁶に基づく対応を進め、既存燃料との価格差に着目した事業の予見性を高める支援や、需要拡大や産業集積を促す拠点整備支援を含む、規制・支援一体型での制度整備に需給両面で行い、2030年頃までの商用開始に向けて、水素コア技術を国内外で展開しつつ、水素・アンモニアの大規模かつ強靱なサプライチェーンの早期構築を目指す。自動車については、2030年代前半までの商用化を目指す合成燃料（e-fuel）の内燃機関への利用も見据え、2035年までに新車販売でいわゆる電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）を100%とする目標等に向け、蓄電池の投資促進・技術開発等や、車両の購入、充電・水素充てんインフラの整備、中小サプライヤー等の業態転換を支援する。船舶・航空・鉄道等の輸送分野については、カーボンニュートラルポートの形成⁸やゼロエミッション船の開発・導入のほか、低燃費機材導入や運航改善と併せて、国産の持続可能な航空燃料（SAF）を国際競争力のある価格で安定供給できる体制を構築⁹する。また、まちづくりGXを含むインフラの脱炭素化を更に進めるとともに、森林吸収源対策等¹⁰を加速する。合成燃料（e-fuel）や合成メタン（e-methane）等のカーボンリサイクル燃料を含むカーボンリサイクルやCCS¹¹、地熱を含め、各分野においてGXに向けた研究開発や設備投資、需要創出の取組を推進する。

今後10年間で150兆円超の官民GX投資の実現を目指し、GX推進法¹²に基づくGX推進戦略を定め、今年度から発行する将来の財源の裏付けをもった「GX経済移行債」等を活用した大胆な先行投資支援を規制・制度措置と一体的に講ずるなど、「成長志向型カーボンプライシング構想」を速やかに実現・実行する。

地域・くらしの脱炭素化に向けて、中小企業等の脱炭素経営や人材育成への支援を図りつつ、2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定するなどGXの社会実装を後押しする。また、新たな国民運動の全国展開等により、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル変革を促し、脱炭素製品等の需要を喚起する¹³。環境制約・資源制約の克服や経済安全保障の強化、経済成長、産業競争力の強化に向け、産官学連携のパートナーシップを活用しつつ、サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に取り組む。また、動静脈連携¹⁴による資源循環を加速し、中長期的にレジリエントな資源循環市場¹⁵の創出を支援する制度を導入する。

GX投資を支えるファイナンスについて、日本をアジアにおけるGX投資のハブとすべく国際金融センター機能を強化する。グリーン・ファイナンスの拡大、トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組の強化を図るとともに、公的資金と

⁶ 令和5年6月6日再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議決定。

⁷ 燃料電池鉄道車両の導入等を含む。

⁸ 洋上風力発電の導入促進を支える基地港湾の整備を含む。

⁹ 米国では、2050年に向けて、SAFの生産を急激に拡大させるためには、価格をジェット燃料並みに近づける手段が不可欠とされている。

¹⁰ 森林資源情報の整備、建築物等における木材利用促進や、ブルーインフラ（藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）等の保全・再生・創出を通じたブルーカーボン（海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素）の活用を含む。

¹¹ Carbon dioxide Capture and Storage（二酸化炭素回収・貯留）の略称。

¹² 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）。

¹³ カーボンフットプリント等の排出量の見える化の取組を含む。

¹⁴ 生産から小売に至る「動脈産業」と消費後のリサイクル等の「静脈産業」の連携。

¹⁵ 再生材の価値を市場で適切に評価し、再生材の活用を拡大することを含む。

民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）を開発・確立する。加えて、TCFD¹⁶等に基づく開示の質と量の充実を含めたサステナブルファイナンス全体を推進するための環境整備を図る。

3. 少子化対策・こども政策の抜本強化

（加速化プランの推進）

急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であり、ラストチャンスである。このため、政府として、若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組む。新しい資本主義の下、賃上げを含む人への投資と新たな官民連携による投資の促進を進めることで、安定的な経済成長の実現に先行して取り組む。次元の異なる少子化対策としては、「こども未来戦略方針」に基づき、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するという3つの基本理念を踏まえ、抜本的な政策の強化を図る。経済を成長させ、国民の所得が向上することで、経済基盤及び財源基盤を確固たるものとするとともに、歳出改革等によって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用することによって、国民に実質的な追加負担を求めることなく、「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を推進する。なお、その財源確保のための消費税を含めた新たな税負担は考えない。

具体的には、「こども未来戦略方針」に基づき、今後「加速化プラン」の3年間の集中取組期間において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」（児童手当の拡充¹⁷、出産等の経済的負担の軽減、地方自治体の取組への支援による医療費等の負担軽減、奨学金制度の充実など高等教育費の負担軽減、個人の主体的なり・スキリングへの直接支援、いわゆる「年収の壁」への対応、子育て世帯に対する住宅支援の強化）、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」（妊娠期からの切れ目ない支援の拡充¹⁸や幼児教育・保育の質の向上、「こども誰でも通園制度¹⁹（仮称）」の創設など²⁰、「共働き・共育ての推進」（男性育休の取得促進や育児期を通じた柔軟な働き方の推進、多様な働き方と子育ての両立支援）とともに、こうした具体的政策に実効性を持たせる「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」²¹を、「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保を進めつつ、政府を挙げて取り組んでいく。

こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政

¹⁶ Task force on Climate-related Financial Disclosuresの略称。

¹⁷ 所得制限を撤廃、支給期間について高校生年代まで延長、第3子以降3万円。

¹⁸ 手続等のデジタル化も念頭に置いた伴走型相談支援の制度化、プレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等を含む。

¹⁹ 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。

²⁰ 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充、幼児教育・保育の質の向上、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設等全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充のほか、新・放課後子ども総合プランの着実な実施、多様な支援ニーズへの対応（社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援）。

²¹ 優先案内や専門レーンの設置、公共交通機関等において妊産婦、乳幼児連れの方を含めた配慮が必要な方に対する利用者の理解・協力の啓発等。

策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども1人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討する²²。

(こども大綱の取りまとめ)

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法²³に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱を年内を目途に策定し、こども家庭庁が「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔機能を発揮する中で、政府全体でこども施策を強力に推進する。

こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、国や地方公共団体の政策決定プロセスへのこどもや若者の参画、意見の反映促進、健やかな成長を社会全体で後押ししていく。このため、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)」を策定し、全てのこどもの育ちに係る質を保障する取組を強力に推進するほか、職員配置基準の改善も見据え、保育人材の確保の強化と現場の負担軽減を図るとともに、「新子育て安心プラン」の着実な実施に取り組む。また、ファミリー・サポート・センター事業を推進する。「こどもの居場所づくりに関する指針(仮称)」を策定し、多様なこどもの居場所づくりやこどもと居場所をつなぐ仕組みを構築する。流産、死産を経験された方への相談支援、産後ケアの人材育成、新生児マススクリーニング、新生児聴覚検査、乳幼児健診を始めとする母子保健対策の推進、予防のためのこどもの死亡検証(CDR)など、産前産後の支援を充実するとともに、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)の導入やこどもが安全・安心に成長できる環境の構築に取り組む。希望する人の結婚支援(伴走型のマッチング支援等)及び妊娠・出産支援を始め地方自治体等が行う取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充するとともに、ライフプラン研修等を行う事業者を支援する。

誰一人取り残さず、確実に支援を届けるため、こどもや家庭への包括的な支援体制づくりを推進する。このため、こども家庭センターの設置促進、訪問家事支援の充実、里親支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養護経験者等に対する自立支援の充実、一時保護所の環境改善、こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進を始めとする、児童虐待防止対策強化・社会的養育推進のための改正児童福祉法²⁴の円滑な施行や、児童相談所の質・量の体制強化、児童養護施設等の環境改善に取り組むとともに、こどもの自殺対策の強化、いじめ防止対策の推進、若年妊婦の支援に取り組む。また、就業支援や養育費の支払確保と安全・安心な親子の交流の推進などひとり親支援の推進、こども食堂、こども宅食・フードバンク等への支援を始めとした、こどもの貧困解消や見守り強化を図るほか、食育を推進する。こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進めるとともに、家庭・教育・医療・保健・福祉の連携の下、発達障害児や強度行動障害を有する児童、医療的ケア児を始めとする全ての障害のあるこどもへの支援体制の整備等、多様なニーズを有するこどもの地域

²² 「こども・子育て予算倍増に向けた大枠」に加え、「こども・子育て政策が目指す将来像とPDCAの推進」について、「こども未来戦略方針」に基づいて具体的な取組を進める。

²³ 令和4年法律第77号。

²⁴ 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)。

の支援基盤の強化を図る。さらに、こども政策DXを推進する²⁵。

こども・子育て政策の抜本強化に向け、縦割りを超え、多様な施策とこども政策との連携を図る必要がある。このため、少子化時代における質の高い公教育の再生の強力な推進を図る。学校給食無償化の課題整理等を行う。また、子育てしやすい地方への移住や子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「こどもまんなかまちづくり」を推進するとともに、移動しやすい環境整備など公共交通・観光、公共インフラ等の面での気運醸成を強力に進める。

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

1. 国際環境変化への対応

(1) 外交・安全保障の強化

ロシアのウクライナ侵略など、国際秩序が重大な挑戦にさらされる歴史の転換期にあって、G7広島サミットの成果も踏まえ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持のための外交を積極的に展開する²⁶。G7が結束し、食料、保健など地球規模課題等への取組を進め、いわゆるグローバル・サウスへの関与を強化するとともに、対露制裁並びにウクライナ及び周辺国への強力な支援を推進する²⁷。「核兵器のない世界」に向け、「ヒロシマ・アクション・プラン」²⁸の着実な実施等を通じ、核を含む軍縮・不拡散に向けた国際的な取組を主導する。「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米同盟を軸に、米豪印や韓国を始め各国・地域との協力連携を進める。特に我が国のアジア外交の中心に据え、長年の貢献により、相互信頼関係を築いてきたASEANとは特別首脳会議²⁹を機に将来のビジョンと幅広い協力を打ち出し³⁰、包括的かつ戦略的関係を深める。太平洋島しょ国とも太平洋・島サミットを通じ関係強化を図る。

「開発協力大綱」³¹に基づいて、開発協力を効果的・戦略的かつ適正に実施していくことを踏まえ、様々な形でODAを拡充し、実施基盤の強化のための必要な努力を行う³²。OSA³³を戦略的に推進し、強化する。安保理改革を含む国連の機能強化、国際機関邦人職員の増強、国際裁判を含む国際法に基づく紛争解決、人権、WPS、人間の安全保障、親日派・知日派の育成、領土・主権等に係る対外発信等の課題に取り組む。北朝鮮との関係では、日朝平壤宣言に基づき、拉致³⁴、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を目指す。

²⁵ 母子健康手帳のデジタル化などを含む。

²⁶ 本年5月20日のG7広島首脳コミュニケでは、「我々は、国際社会の安全と繁栄に不可欠な台湾海峡の平和と安定の重要性を再確認する。台湾に関するG7メンバーの基本的な立場（表明された「一つの中国政策」を含む）に変更はない。我々は、兩岸問題の平和的解決を促す。」と明記した。

²⁷ ウクライナ経済復興推進準備会議において、官民による「日本ならではの」復興支援策を検討。

²⁸ 2022年8月の第10回NPT運用検討会議において岸田総理が発表。

²⁹ 本年12月中旬に東京で日ASEAN友好協力50周年特別首脳会議を開催予定。

³⁰ 人的交流、文化・知的交流等の取組を含む。

³¹ 令和5年6月9日閣議決定。

³² JICAによる人材育成等の協力を含む。

³³ OSA（政府安全保障能力強化支援）：同志国の安全保障能力・抑止力の向上を目的として、装備品・物資の提供やインフラの整備等を行うもの。

³⁴ 本年1月23日第211回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説では「中でも、最重要課題である拉致問題は深刻な人道問題であり、その解決は、一刻の猶予も許されません。」と表明した。

合理化・効率化を図りつつ、外交の基盤となる人的体制の強化や財政基盤の整備³⁵、緊急時の邦人保護体制を含む在外公館の強靱化、領事サービスの向上、デジタル化・情報防護の強化を含め、外交・領事実施体制を抜本的に強化し、外交力の強化を図る。

戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対応すべく、「国家安全保障戦略」等³⁶に基づき、2027年度までの5年間で防衛力を抜本的に強化する。その際、スタンド・オフ防衛能力、統合防空ミサイル防衛能力、無人アセット防衛能力、領域横断作戦能力、指揮統制・情報関連機能、機動展開能力・国民保護、持続性・強靱性の7つの柱を重視し、現有装備品を最大限有効に活用するため、可動状況の向上や弾薬・燃料の確保、主要な防衛施設の強靱化への投資を加速するとともに、統合運用体制を含め、将来の中核となる能力を強化する。

日米同盟の抑止力と対処力を強化するとともに、同志国等との連携を強化する。

装備品の安定的な調達を確保するため、防衛生産・技術基盤を国内において維持・強化する。防衛生産基盤強化法³⁷の着実な執行等により、力強く持続可能な防衛産業の構築、様々なリスクへの対処、防衛装備移転の推進を図るとともに、画期的な装備品等を他国に先駆けて実現する研究開発、民生の先端技術の積極的な活用に取り組む。

優秀な人材の確保、生活・勤務環境の改善や処遇の向上等を通じて人的基盤を強化するほか、衛生機能を強化する。また、在日米軍再編及び基地対策の推進等を図る。

防衛力の抜本的強化等の財源については「防衛力整備計画」³⁸等に沿って、機動的・弾力的な対応を含め確保する。その際、各年度の予算編成過程において、歳出改革の継続、税収等の動向や歳出の不用等の結果生じる決算剰余金の活用、外国為替資金特別会計からの繰入れ等により4.6兆円が確保された税外収入の更なる確保に努める。「令和6年以降の適切な時期とする」³⁹とされている税制措置の開始時期については、令和7年以降の然るべき時期とすることも可能となるよう5兆円強の確保を目指す税外収入の上積みやその他の追加収入を含めた取組の状況を踏まえ、柔軟に判断する。

防衛力のみならず、外交力・経済力を含む総合的な国力を活用するという考えの下、防衛力の抜本的強化を補完し、それと不可分一体のものとして、研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力の4つの分野における取組を関係省庁の枠組みの下で推進し、総合的な防衛体制を強化する。

サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国並みに向上させるため、政府のサイバーセキュリティの強化を図るとともに、能動的サイバー防御の実施に向けた体制を整備する。政府外の機関との連携の強化を含む偽情報対策等の情報戦対応や対外発信、人的情報を含む情報収集・分析に係る我が国の体制と能力を強化する。南西地域を含む住民の迅速かつ安全な避難を実現すべく、様々な種類の避難施設の確保等を含め、国や地方公共団体等が協力して、住民を守るための取組を進めるなど、国民保護のための体制を強化する。

³⁵ 急激な為替変動等の影響への速やかな対応を含む。

³⁶ 「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）。

³⁷ 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）。

³⁸ 「2027年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源、及び、2023年度から2027年度までの本計画を賄う財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとする。」

³⁹ 「令和5年度税制改正の大綱」（令和4年12月23日閣議決定）。

「海洋基本計画」⁴⁰に基づき、海洋状況把握等による総合的な海洋の安全保障等の取組を推進するほか、「海上保安能力強化に関する方針」⁴¹に基づき、巡視船等の増強・更新、運航費の確保、無操縦者航空機等の新技術の活用推進、警察・自衛隊、外国海上保安機関等との連携協力の強化、人材育成等を進める。「宇宙基本計画」⁴²に基づき、自衛隊等による宇宙利用を強化するなど、宇宙の安全保障に関する総合的な取組を強化する。

第4章 中長期の経済財政運営

1. 中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営

(効果的・効率的な支出の推進とEBPMの徹底強化)

持続的な経済成長を実現するためには、全体最適を目指した資源配分が重要であり、歳出全体を通じた優先順位の明確化や、成果指向の支出の徹底が必要である。

このため、EBPMの取組の徹底強化に当たっては、あらゆる予算事項について、事後的な検証が可能な形で事前にKPIの設定と政策効果を検証するためのエビデンス・成果の提出を求め、政策の優先順位の見える化を進める。特に、本年度の予算編成過程からEBPMを導入した行政事業レビューシートを積極的に活用することで、全ての予算事業に共通して基礎的なEBPMを導入する。また、エビデンスによって効果が裏付けられた政策やエビデンスを構築するためのデータ収集・整備⁴³等の拡充を図る。

EBPMの裾野の拡大が図られる中、その成果も踏まえ、経済・財政一体改革のこれまでの取組を通じて十分に進捗していない重要課題に関する評価・分析を進めるとともに、予算規模・政策体系等を踏まえてメリハリのあるPDCAを実行し、本年末に新経済・財政再生計画改革工程表を改定する。その改定に当たっては、防衛、GX、こども政策を始め、新たな拡充を要する課題について、効果的・効率的な支出の徹底を図るべくエビデンスに基づくPDCAを早急に構築する。加えて、政府の各種の基本計画等におけるKPIへのWell-being指標の導入を加速するとともに、こどもに着目した指標の在り方について検討する。さらに、地方自治体におけるWell-being指標の活用を促進する。

予算の単年度主義の弊害是正に向け、重要な政策課題に多年度にわたって取り組む基金について、EBPMの手法を前提としたPDCAの取組の推進や、基金シートの活用を通じて、基金の特性をいかしつつ、効果的・効率的な支出の徹底や民間の予見可能性の向上、官民連携の推進、事業の効果の見える化・最大化、事業の終了予定時期の設定等を図る。これらの取組を含め、2024年度に実施する経済・財政一体改革の進捗に関する点検・検証に向けて、評価・分析の強化・拡充を図る。

公的統計のDXを進め、品質向上と調査票情報の二次的利用の迅速化を行う。また、行政保有データの利活用の在り方に関する検討を進める。

⁴⁰ 令和5年4月28日閣議決定。

⁴¹ 令和4年12月16日海上保安能力強化に関する関係閣僚会議決定。

⁴² 令和5年6月13日閣議決定。

⁴³ 国際基準でのデータ整備・公表の早期化を含む（例えば、OECD Health Expenditure）。